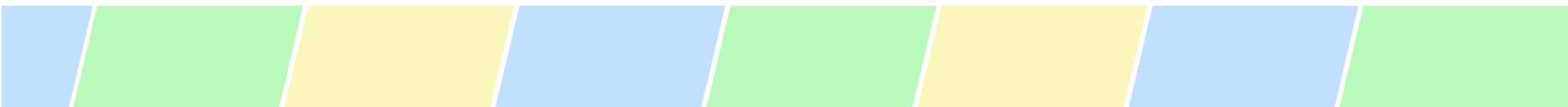




特定商取引に関する法律施行令の改正について

2025年3月
消費者庁取引対策課



消費者委員会への諮問について

- ✓ 特定商取引法第 64 条第1項の規定により、以下の事項に関する政令の制定又は改正に当たっては、消費者委員会への諮問が必要

【諮問事項】

- 特定商取引法第26条第1項第8号二に規定する、適用除外に係る規定の改正

○特定商取引法

(消費者委員会及び消費経済審議会への諮問)

第六十四条 主務大臣は、第二条第四項第一号、第二十六条第一項第八号二、第三項、第四項各号、第五項第一号若しくは第二号、第六項第二号若しくは第七項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項、第四十八条第二項、第五十八条の四又は第五十八条の十七第二項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

2 (略)

株式会社商工組合中央金庫法の改正について

- ✓ 令和5年6月16日に、「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が公布されたところ。
- ✓ 商工中金の在り方に関する検討において、基本的に規制水準についても銀行並びに揃えておくことが望ましいとされ、商工中金法において金融ADR制度が創設されることとなった。

特定商取引法の適用除外について

- ✓ 特定商取引法においては、他の法律の規定によって、訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売(以下「当該取引類型」という。)に係る取引を行う購入者等の利益を保護することができるものと認められる場合は、当該取引類型の各規制の適用除外としている。
- ✓ 適用除外については、各個別法において、実効性のある規制体系が構築されているか否か、つまり不当な勧誘や広告等について、以下の2点が満たされているかにより判断している(*)。
- ①消費者被害に対する是正措置が整備されていること
- ②是正措置を発動することが可能であり、本法の法目的と整合していること

○特定商取引法 (適用除外)

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一～七 (略)

ハ 次に掲げる販売又は役務の提供

イ～ハ (略)

ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

2～10 (略)

(*)具体的には、業務改善命令、約款変更命令、指示、懲戒等に該当する措置が法律上規定されており、事業者の不当な勧誘や不当な広告等によって消費者被害が発生した際に発動することが可能であり、消費者被害が発生している状況を一定の強制力をもって改善することができると認められる場合を指す。

特定商取引法の適用除外への該当性について

- ✓ 改正法により新設される事業者が行う役務の提供については、特定商取引法の適用除外の判断基準に合致するものであることから、特定商取引法施行令を改正し、特定商取引法の適用除外とするための措置を講じることとしたい。

【現行】

商工組合中央金庫（以下「商工中金」）や商工組合中央金庫電子決済等代行業者が行う販売等が適用除外販売等として規定されている。

これらの販売等は、以下の行政処分により、消費者概念に含まれる「利用者」の保護のために是正措置が行われ得ることから、①・②の要件を満たしているとして、適用除外販売等として定めることが許容されている。

- 商工中金に対する行政処分
 - I. 報告徴収（商工中金法第57条）
 - II. 命令（商工中金法第59条に基づく業務の停止等）
- 商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対する行政処分
 - I. 業務改善命令（商工中金法第60条の18）
 - II. 登録の取消し（商工中金法第60条の19）

特定商取引法の適用除外への該当性について

【改正後】

商工中金法に金融ADR制度が創設される。

指定紛争解決機関が行う役務の提供には、特定商取引法の当該取引類型に該当するものもあり得るところ、指定紛争解決機関については、以下の4点により当該取引類型における役務の提供契約について、不当な勧誘が行われ紛争解決手続が開始された場合には、消費者概念に含まれる「利用者」の保護のために是正措置が行われ得ることから、①、②に記載の適用除外とするための要件を満たしているといえる。

- ・ 紛争解決手続の開始に先立つ説明義務が課されること(新商工中金法第60条の37で準用する銀行法第52条の73第8項)。
- ・ 業務規程の作成が義務付けられ(新商工中金法第60条の36)、当該業務規程について法律の定める基準に適合すべきこととされていること(新商工中金法第60条の37第1項において準用する銀行法第52条の67第2項から第5項まで)。
- ・ 当該業務規程が法令に適合していること等を指定の要件としており(新商工中金法第60条の35第1項)、指定の要件に該当しないこととなったときや不正の手段により指定を受けたとき、法令に違反したときなどには、指定の取消し等(新商工中金法第60条の37第1項において準用する銀行法第52条の84)をすることができること。
- ・ 紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは報告徴収等(新商工中金法第60条の37第1項において準用する銀行法第52条の81)や業務改善命令(新商工中金法第60条の37第1項において準用する銀行法第52条の82第1項)をすることができること。